

学校規食は、敗戦後間もなく児童生徒の栄養改善策としてミルク（脱脂粉乳）給食から発足しましたが、その後の社会的な食生活水準の向上により、単に栄養上の理由からばかりでなく教育的な見地からも更に重要視されて、全国的に完全給食が急速に普及されてきました。

その中であって私達の町では、学校建築や矢吹小学校の災害復旧等の事業もあって、他の町村よりはどうしても遅くならざるを得ませんでした。町では、たとえ遅くなくてもよその町よりもすぐれた給食を実施しようということで、昭和四十八年度に矢吹小学校給食施設の新設と三神小学校給食施設の改良を行い、そして今回中畑小学校の給食施設ができあがったのであります。残るのは矢吹中学校だけになりました。しかし中学校の場合は、生徒が集って食べられる食堂がどうしてもほしくありません。と言って、大きな建物が食堂としてだけしか使われないのは勿体ないことです。そこで、視覚教育や学年集会等の規模集団での教育活動にも利用できるよう、機能的にもすぐれた施設にしたいと計画しておりますので、もうしばらくの間我慢していただきたいと思っております。

なお、経済的な理由で給食費を納められない方は遠慮なく学校・民生委協・教育委員会等に相談してください。どこの町や村にも負けない給食を実施したいと考えておりますので、給食に関

するご希望やご意見をどしどしお寄せくださるようお願いいたします。  
（教育委員会）

〔昭50・5「広報やぶき」抜粋〕

### 3 社会教育

#### (1) 講座・学級等

#### 三三四（昭和二十二年婦人問題講習会開催）

#### 二一社教

昭和二十二年一月七日

福島県教育民生部長

市 長殿

進国 民 学 校 長殿

婦人会女子青年団長殿

婦人問題講習会開催について

今般福島軍政府主催県社会教育課協賛により、別紙要項による講習会を開催いたしましたことになりました。新憲法施行を目前に控へて婦人の地位に対する検討とか、婦人の健全な民主的教養の向上といふことが、いかに重要な〇〇であるかは児童の民主教育上の

関連においても御同様痛切に感ぜられるところであり、現に諸外国の婦人の動向等に対する感心が昂まっておりますことも、この間の消息を物語るものと言へましよう。かゝる見地から本講習会の内容を見ますと講師にはその道の専門家たる在京米國婦人や仙台並に地元在福の専門係官が当っており、一方講義内容は「憲法と婦人」「婦人の役割」「婦人会の在り方」「男女共学」等いづれも現在の最大関心事に亘つてをります、従つて聴講者が示唆を受くるどころ多大なものがあると確信いたし当部としても広く県下各地の婦人が進んで聴講されることを望んでをります。

就きましては貴下より貴部内居住の婦人の聴講を切に御勧奨下さるよう特に願ひます、なほ左記に御留意下さい。

#### 記

一、会場の都合により各地域団体（市町村婦人、女子青年団体）

代表出席者は一か町村二名（市は十名）程度に願ひます、婦人会未結成の町村は女子青年団に御交渉下さい。

二、講演はすべて通訳付ですからどなたもわかります。

三、鉄道切符の購入の際には、同封の会員証を利用下さいれば直ぐ買へます。

四、都合がありますので市町村名、その出席者数及び宿舍希望の有無を十二日までに電報で県庁社会教育課宛お知らせ下さい。

備考 出席二名内宿舍希望一名の場合は次の通り打電下さい。

「シ」二「ヤ」一 ○○町○○村等

五、その場合は当方で宿舍の御斡旋をいたします。

なお宿舍は福島駅出口附近に掲示しておきます。

○分量（飯米一日分四合五勺）や要すれば薪炭若干等を御持参下さい。

六、同一市町村に学校の数二以上ある場合は、協議の上出席者の定数だけに止めて下さい。

〔昭46刊「福島県教育史資料第4集」抜粋〕

#### 三三五 昭和二十二年憲法公布記念行事の連絡

二二社教

昭和二十二年十月二十八日

憲法普及会福島県支部長

福島県教育部長

学 校 長殿

憲法公布記念式及び記念行事について

新しく制定された日本国憲法はいよ／＼来る十一月三日をもつて公布一周年を迎えることになりました。新憲法はいうまでもなく新日本建設の基礎であり国民の遵うべき大典法でありますから今後ひろくその普及に努めその精神に徹することが極めて必要なことと存じます。ついてはこの新しい発足の日を記念するために学

校等においては学校長の訓話及び記念式講演会学芸会等適当な行事を行いその意義を一層深からしめるよう御配慮願います。

尚別紙憲法普及会県支部選の新憲法教え唄及びびるはカルタを今後種々の行事会合等に加えて実施されるよう御配計い下さい。

次に十一月一日福島放送局より左記によりラジオ放送がありま  
すから聴取して下さい。

記

十一月一日福島放送局より中継

自 午前六時四十五分

七分間

至 午前六時五十二分

新憲法公布一周年を迎えて

憲法普及会福島県支部長 石原幹市郎  
福島県知事

自 午前六時五十二分

五分間

至 午前六時五十七分

新憲法教え唄合唱

県立福島第二高等女学校生徒

(この通牒は二通入れてありますから)  
(一通は新制中学校にお廻し下さい。)  
〔昭47刊「福島県教育史資料第6集」抜粋〕

三三六 (昭和二十二年憲法精神昂揚平和運動について県達)

二二社教第一五四号

昭和二十二年十一月二十日

福島県教育部長

福島県総務部長

地方事務所長殿

市町村長殿

学 校 長殿

憲法精神昂揚平和運動について

去る十一月三日、新憲法公布一周年を期し、新日本建設国民運動の一環として憲法の普及特に平和精神の昂揚を目的とする全国的平和運動が中央に於て平和祭として憲法普及会・民主政治教育連盟その他各種平和団体・国際団体、青年団体・婦人団体等協力の下に平和に因む祭典が展開され、本県に於ても各地に本運動にちなむ種々の行事が催されつつありますことは我が国に於ける民主化を促進する上にも我が国が国際文化の発展に貢献する上からいっても極めて時宜に適したものと思われますから、貴職に於ても将来この種行事に対しこれに協力せられたる管内関係諸団体とも連絡の上左記事項の実施について御配意方その筋より通牒の次第もありましたので御了知の上よろしく御取計い下さい。

記

一、各中学校・小学校に於ては学校長依り本運動に関する講話等を行い生徒児童に対しその趣旨の徹底を期すこと。

二、右の外本運動の趣旨に添う適當の催しを計画し、又各種団体例えば父母と先生の会・青年団体・婦人団体等に於ても各種の施設例えば公民館等を活用し自主的に本運動に因む講演会・研究会・討論会・展覧会・芸能会等の諸行事を開催せられるよう奨励すること。

〔昭47刊「福島県教育史資料第6集」抜粋〕

### 三三七 〔昭和二十二年憲法記念婦人講座開設について〕

二二社教

昭和二十二年十月二十一日

福島県教育部長

各市町村長殿

各学 校 長殿

婦人教養講座開設について

このたび県では十一月三日の新憲法公布記念日を中心とする行事の一として標記の講座を別紙要項の通り実施することになった。

ついでに貴部(校)職員はもとより部内の婦人にひろくこの内容を紹介の上多数の聴講があるよう御配慮願いたい。

(小学校長殿にありては一部新制中学校長殿にお廻し願いたい)

〔昭47刊「福島県教育史資料第6集」抜粋〕

### 三三八 〔昭和二十年中畑村民衆大学講座開講〕

民衆大学講座 中畑で八月開校予定

西白河郡中畑村では先に村政基本綱領を村報「なかはた」に発表して民主村政の意義を普及しているが、同村では八月始め近隣町村を一丸とした成人講座を催すべく立案中である、この計画は同村役場、中小学校共催で、広く青壮男女を求めて一年終了、月二回講習になる模様でたゞ単なる成人講座でなく、民衆の教養研究、向学、社会全般に亘っているので民衆大学講座と名づける予定である。

〔昭23・7・18「やぶきタイムス」抜粋〕

### 三三九 〔昭和二十四年社会教育団体役員について〕

二四社社

昭和二十四年二月一日

福島県教育委員会教育長

進

庁内部課(室)長殿(小学校より中学校へ一部廻送して

地方事務所長殿 下さい。小学校より社会教育協会

市 町 村 長殿 PTAへ連絡して下さい。)

- 学 校 長殿
- 社会教育協会長殿
- P T A 会 長殿
- 公 民 館 長殿
- 青 年 団 長殿
- 婦 人 会 長殿
- 文 化 団 体 長殿
- 図 書 館 長殿
- ボーイスカウト隊長殿

社会教育団体の役員等について

標記のことについて別紙のように福島軍政部司令官マクダモット少佐から指令がありました。この要点は、(一)社会教育団体の役員および幹部にまだ追放者がいること、(二)追放者が役員であることは、社会教育団体の振興を邪魔するからよくない、(三)県内社会教育団体の役職員氏名を軍政部に報告すること、の三点であります。

つきましては各社会教育団体には左記により至急措置されるよう願います。

記

一、自主的社会教育団体の役員又は幹部の地位についている、公職追放者および教職不適格者は即刻辞任するよう勧告する。

(一) 自主的社会教育団体とは、社会教育協会、P・T・A、青年団、婦人会、文化団体、ボーイスカウト隊を指す。公民館、図書館もふくめる。

(二) 役員とは会長、副会長、書記、会計、顧問をいう。  
(三) 幹部とは

1 P・T・Aでは委員長をふくむ(例、企画委員会、会計委員会等の委員長)

2 青年団、婦人会では各部長をふくむ(例、文化部、産業部、体育部等の部長)

3 公民館は館長、主事、運営委員全部と各部長をふくむ(例、産業部、集会所、図書部等の部長)

4 図書館は役職員全部を対象とする。

5 ボーイスカウト隊では育成会員をふくむ。

二、県内各社会教育団体は役員および幹部名を(昭和二十四年一月二十日現在)左記様式により報告すること。

宛名は県教育委員社会教育課長宛とし、正副二通を二月二十日まで送付すること。

様式

役員および幹部名簿 (社会教育団体名)

役職名	氏名	年令(満)	職 業	住 所

別紙

(事務所所在地)

昭和二十三年十二月三十日

福島県軍政部司令官少佐 ジョージジェーマクダモット

福島県教育委員会 御中

追放者による社会教育団体指導の件

一、福島県内に於て追放者が自主的的社会教育団体(各種私設団体を含めて)の役員又は幹部に選ばれ、又は任命されて会務に従事しているのではないかと当軍政部は考えている。

二、追放者がかかる地位につくことは社会教育団体の民主的設立と運営とを阻害することになる。

三、福島県内各社会教育団体において現在役員及幹部に選挙又は任命されている人々の姓名及役職その他の身分を調査の上軍政部民間教育部に報告するよう当軍政部より指令する。

[昭47刊「福島県教育史資料第6集」抜粋]

### 三四〇〔昭和二十八年中畑村青年学級開設〕

新しい青年学級

この程青年学級振興法が昭和二十八年八月十四日法律第二百十号により制定された。その青年学級は市町村が開設し教育委員会が管理執行するのであるが市町村の社会教育事業であつて一定の開

設期限をもち、また一定の学級生を対象として行はれる長期講座に類するものである。従つて学校の如く半永久的存在である市町村の営造物ではなく、あくまで勤労青年の開設申請に基く市町村の開設行為に始まり開設期間の満了によつて当然終了するものである。青年学級は勤労青年の実生活に必要な職業、家事に関する知識技能並びにその一般教養の向上の両者を目的とするものであつて、そのいずれかの一つのみを目的とするものであつてはならない。

青年学級の開設及び運営に当つては勤労青年の自主性を尊重しなければならぬ。その開設及び運営を通じて勤労青年の意思を尊重してできるだけその希望にそつうにすると共に勤労青年が自発的に勉学する意欲をそそるような運営をはかる必要がある。この為はその地域の実情に即応して運営組織を設ける等の方法により学級生の希望をその運営に反映させるように考慮を払ふことが肝要であろう。青年学級の開設及運営に当つては勤労青年の生活の実態及地方の実情に即応しなければならない。従つて勤労青年の生活の実態をは握し地域社会の基盤に立脚して勤労青年に魅力のある無理のない計画をたてるよう考慮しなければならない。その運営に關しては公民館は勿論青年自態に於ても七年の永きに亘り研究と努力を重ねて来たが社会教育の場、即ち公民館の事業内容を住民一人一人が知つて頂き更に青年の心理の変化等を一般社会

人が充分研究して頂かなければ立派な青年も生れないし、又立派な人間を生み出す事が出来ない。それ等を育成し、助長してやる社会人の環境を造り、そして反映する事によって立派な村、立派な教育そして立派な人間が出来ると思う。この程青年学級の法律により当村に於ては女子部、男子部の二学級とし、相互作用をもち得る事になって居る。

十月十九日当村に於て青年学級振興法に基き教育委員会を開き青年学級主事及講師を左の様に決めたので御知らせする。

青年学級主事 中 晶 忠五郎

講 師 菊 地 楯 夫

〃 板 橋 鉄 郎

清 原 学 宗

佐 藤 新 哉

富 永 和 男

根 本 芳 之 助

遠 藤 一 海

鈴 木 忠 秋

佐 久 間 正 美

小 林 亀 治

添 田 啓 次 郎

星 田 啓 次 郎

星 た み

(教育委員会社会教育係)  
[昭28・10・15「中畑村公民館報」抜粋]

### 三四一 昭和三十一年青年学級冬期計画

昭和三十年年度 青年学級冬期計画

十二月二日矢吹公民館に於て矢吹、中畑、三神、各地区の青年学級主事会を開催し各地区の冬期に於ける学級計画を樹立した。中畑公民館で行う青年学級始業式は十二月十日中畑中学校に於て、又三神公民館で行う青年学級始業式は十二月十二日三神中学校に於て行い、西白河教委出張所社教主任川上俊雄先生を講師に招き又矢吹教委教育長代理渡辺久主事、その他多数の来賓が出席して激励の言葉があり終つて映画室を行つて開会し各学級共翌日から開始した尚矢吹公民館で行う青年学級は一月に始業式を行うが半農半商で学習内容も容易でない今年は昨年と変つた計画を矢吹青年会で計画樹立中だが数回に亘つて準備会を行い研究討議を重ねた。今年こそ優秀な成績を挙げたいと青年諸氏は頑張つて考え、各方面から期待が寄せられている。

各学級生左の通り

中畑第一青年学級 男子 六五

中畑第二 〃 女子 三〇

三神第一 〃 男子 四五

〃 第二 〃 女子 四〇  
 矢吹第一 〃 男子 九五  
 〃 第二 〃 三五

矢吹教委社教係

〔昭31・1・10「広報やぶき」抜粋〕

三四二〔昭和三十三年青年学級実態〕

青年学級執務者数

地区別	青年学級 主事	講師会	部外講師	委員 会 営
矢吹地区	一	一〇	一	一〇
中畑地区	一	一〇	七	一〇
三神地区	一	一〇	七	一〇
		外に和裁 二〇		

青年学級生徒数及時数

地区別	生徒数		合計	総時間
	男	女		
矢吹地区	三三	三六	六九	三三三
中畑地区	三三	三三	六六	三二六
三神地区	三三	三六	六九	三〇〇

〔町有昭32「矢吹町会議録」抜粋〕

三四三〔昭和三十三年中畑地区青年会の請願書〕

請願書

私達青年男女二百名は地域社会の暖い御協力によりまして明日への町造のために切磋琢磨会員相互の協力により奮斗努力今日に至って参りました。

しかし乍ら戦後の青年会活動は自主的な運営と会員自らの力によって学習活動を展開するべく会活動の目標が置き換えられました。私達は自らの力で社会奉仕教養活動を推進してきました。その間種々と役場並に地域からの御援助があったことは申すまでもありません。それで私達は会活動の財源を社会奉仕等により、その大半を得て参ったわけでありませぬ。

その唯一の方法と致しまして旧中畑陣場山の村有林を当局にお願ひして管理権の契約を致しまして昭和二十六年四月下刈りをして植林と幼木の育成を図り当所を村の公園化するべく努力して参りました処町村合併後町有林と化したのでその後その山林はそのままになったわけでございます。就きましては町村合併も出来て落ちついて町つくりのために町民あげて今日に至っておりますとき、我々青年の熱望をおくみとりになりまして当町山林の下刈り落葉等を従前同様の払下げをしていただくとともに管理させていただきます様お願い申上げる次第であります。

管理させていただく事が出来ました既には私達は当所の造林育成

を図ると共に従来旧村民が熱望していた観光地帯としての風致を損傷することなく町の発展のために寄与致したいと考えているもので御座います。

どうか私達のお願いをおくみとりになって下さる様役員連名によって御請願申し上げます。

昭和三十一年十二月十七日

矢吹町議会議長

栗林俊雄殿

中畑地区青年会長	吉田憲吾
副会長	高久芳雄
中畑地区青年木村分会 常任理事	関根秀子
副会長	野崎和夫
原宿分会会長	富永京子
高久勇二	高久イン
中畑地区青年根宿分会会長	水戸和一
厚生部長	円谷キヨ
寺内分会会長	蛭田鶴男
体育副部長	薄葉秋子
平鉢分会会長	柏村正一
	箱崎マス

松倉分会  
文化部長 藤田忠一

稲荷釜分会  
会計副部長 佐藤アヤ子

長峯分会  
産業副部長 野内清夫

大畑分会  
鍋内分会  
長 鈴木テル子

鍋内分会  
長 仲島平一郎

中畑地区青年会理事  
薄葉兼吉

総務部長 薄葉幸夫

体育部長 高久忠司

産業部長 高久捨夫

地区会計部長 水戸正治

連絡協議会長 斎藤久一郎

矢吹町議員 円谷多一郎

紹介者 佐藤吉之助

関根平一郎

塩田卯一

岡崎賢樹

〔町有〕昭32「矢吹町会議録」抜粋

### 三四四〔昭和三十五年社会教育報告〕

#### 社会教育事務報告

昭和三十五年度社会教育事業

#### 4 事 業

##### (1) 学級の開設

。青年学級（年間を通じ三学級開設）

学級の名称	開設場所
矢吹青年学級	白農工校矢吹分校
中畑青年学級	中畑小学校
三神青年学級	三神中学校

。婦人学級（年間を通じ三学級開設）

学級の名称	開設場所
矢吹婦人学級	矢吹公民館
中畑婦人学級	中畑小学校
三神婦人学級	三神小学校

##### (2) 広報活動

。広報やぶきの発行（隔月一回の外号外発行全家庭配付）

##### (3) 視聴覚活動

。部落巡回による映画教室（十六回）

。映写技術者の養成講習（一回）

##### (4) 新生活運動

。新正月統一についての調査実践

。秋祭の統一

。農休日の再検討と調査

##### (5) 青少年教育活動

。青年研修会の開催と協力

。各種研修会の派遣

##### (6) 社会体育活動

。卓球大会の開催

。町民体育祭の開催

。バレーボールの会

。剣道大会の開催

〔町有 昭36「矢吹町会議録」抜粋〕

### 三四五〔昭和四七年中畑三神老人講座を開設〕

中畑  
三神にも老人講座を開設

心身とも健康なおとしよりに

矢吹地区公民館では四十六年四月から老人クラブ会員の方々の話し合いのなかで、老人大学講座開設の準備会を行ない、同年五月から開講した、開設の趣旨は「社会進展に適應するために必要な集団活動のあり方や生活技術等の習得、老人の孤独感をなくし、過去の体験を生かして社会に参加するよう促進する」

学習目的は①老人大学生の自主性を高める、②市民性を養う、③仲間意識を深め、家庭内の人間関係を良くし老人の役割を果す、④町の歴史、近隣の歴史について研究し深めてゆく。

矢吹地区老人大学講座は毎月行ない、とくに「老人の健康管理」について、学習が継続的に行なわれた。

秋には、矢吹町の史跡めぐりとしてサイクリングを実施した。

四十七年七月には、矢吹地区だけでなく中畑地区の老人の方々も参加して「おくのはそ道自然歩道」にかかる白河地区の史跡めぐりを行ないより広い交流がなされた。中畑、三神地区でも、老人クラブの方々の強い要望で、四十七年九月から、老人大学講座を開設するよう準備会をそれぞれ開いた。

開設の趣旨は、「心身並に健康な老人となるよう自主的な健康管理について学ぶ」「自分の生活に生きがいを感じるような生活態度を身につける」「老人の役割を果し、奉仕活動をするなかで、町の歴史や近隣の歴史文化を伝承してゆく」などである。

中畑地区では老人の健康管理についての学習、趣味（民謡、盆栽園芸）の講習会、いも煮会、地域の文化財、民俗資料の調査発掘、青年、婦人との交歓会を通して新しい地域連帯づくりにつとめる。

三神地区では、老人の健康管理について、継続的な学習活動をすすめる。

又、秋春には史跡めぐりの各種レクリエーションを行なう。青年、婦人会等との交歓会を通して地域の連帯につとめる。

[昭47・10・1「広報やぶき」抜粋]

### 三四六 [昭和四八年ことぶき大学講座開く]

ことぶき大学講座開く

去る八月九日「ことぶき大学講座」の開講式が行なわれました。

「ことぶき大学講座」とは、急速な進歩をとげた現代の中で、高齢者として望ましい生活を求め、社会への積極的な参加と関心をはかることを目的とした学習サークルです。実施主体は教育委員会と公民館ですがその受講生は、矢吹町老人クラブ員が中心になっています。

受講生とはいえ、どなたも人格識見をそなえた立派な方ばかりでこの上何を学習するのかと疑問に思うほどです。それだけに学習内容も人情を加味した中味の濃いものになると思われます。

そして受講生には心得として次のことが要求されます。

- 一、講座の内容を聞かせたり指導ができるクラブ員であること。
- 一、老人クラブの福祉発展に心がけているクラブ員であること。
- 一、社会のために役立つよう身心の老化現象を防止しようとい心がけているクラブ員であること。(ただし、耳の遠い方はご遠慮

願う。

一、老人クラブでの役職、年令、性別には関係なく、多少なりとも世の中のことを研究し、若い世代とのつり合いを保とうとする理解のあるクラブ員であること。

一、老人クラブを理解し育てあげようとする心がけるクラブ員であること。

などである。とくに若い世代とのギャップをなくすことを最大の目標としており、可愛がられる老人話のわかる役に立つ老人になるうになろうと頑張っています。

講座は月一回で、講座時間は二時間となっています。また、現在受講生は七十七名ですがまた少し余裕があるとのこと。受講希望の方は、公民館まで申し込んでください。

[昭48・9・1「広報やぶき」抜粋]

### 三四七 [昭和四十六年中畑家庭教育学級募集開設要項]

中畑家庭教育学級募集(開設)要項決まる

#### 1 主旨

最近とみに、家庭教育の重要性がさげばれてきました。その背景には、戦後の社会混乱といった一般的背景があります。また、とくに具体的には、家庭において親が子どもに対して正しい教育を行っていないのではないか、と思われる疑念があり

ます。そして、こうしたことが原因になって起っている多くの青少年問題から、具体的な事業をとおして家庭教育の重要性に對する認識をあらたに、みんなで学習をすすめる。

2 開設機関 矢吹町教育委員会

3 実施機関 中畑公民館 中畑小学校 P T A

4 名 称 中畑家庭教育学級

5 開設機関 昭和四十六年七月～昭和四十七年三月まで

6 開設場所 中畑小学校

7 対 象 中畑小学校 P T A 会員(一、二年生児童をもつ父母親と同 P T A 役員は参加してください。)

8 学習内容 「子どもの心身の成長と発達」などの外、学級生と運営委員との話合いで学習課題を決める。

9 申込場所と期日

中畑小教頭青木三郎先生(昭和四十六年六月三十日まで)

10 募集人員 五十名以上百名以内

11、経費は公費として予算内で行なう。

なお、不明の点は教委、中畑公民館、中畑小学校、町教育委員会にお問い合せください。

運営委員氏名(敬称略)

柏村秀蔵、井戸沼俊顕、滝波七次郎、青木三郎、富塚文子、水戸政治、鈴木芳子、蛭田信雄、星圭之助

〔昭46・6「広報やぶき」抜粋〕

三四八〔昭和四七年度家庭教育学級実施報告書〕

家庭教育学級実施報告

一、開設主体 矢吹町教育委員会

二、実施機関 矢吹小学校一年生保護者

三、目 標 現在の社会が急激な変化と進歩している中で、子どもに対して行なう家庭教育のさまざまな問題について考え、新しい家庭教育の在り方を共通の課題として学習するのがねらいとした。

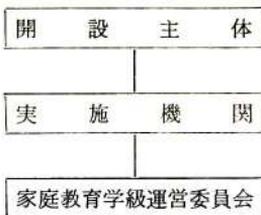
四、学級生 五十六名

五、学習時間 二十八時間

六、学習場所 矢吹小学校

七、研究経過 矢吹小学校一年生の保護者を学級生として、矢吹町教育委員会が主体となり企画し、望ましい家庭教育の在り方について講演会や研修会を実施し、共通の課題について学習内容を編成し学習を進めてきました。

八、運営機関



九、運営委員名

教育長	小林重孝
公民館長	鎌田善治
社教主事	柏村秀藏
学校長	深谷義行
教 頭	佐藤新哉
”	宗田勇氣
教 諭	白石篤信
P T A会長	佐藤政信
学級代表	橋本サク子
”	小平正一
”	大木典子

十、学習内容

月日	学 習 課 題	学 習 方 法	講 師・助 言 者	学 習 時 間	参 加 人 員
七、三	<ul style="list-style-type: none"> <li>。開講式</li> <li>。学校教育と家庭教育</li> <li>。各係つくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>。講義</li> <li>。話し合い</li> </ul>	草野栄寿先生 柏村秀蔵主事 深谷義行先生	二、〇〇	二名
八、三	<ul style="list-style-type: none"> <li>。思出の歌</li> <li>。子どもの集団活動を活発にさせるには</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>。合唱</li> <li>。映画を見て話し合い</li> </ul>	小林七郎先生 深谷義行先生	三、〇〇	三名
一〇、九	<ul style="list-style-type: none"> <li>。コーラス</li> <li>。明るい子どもを育てるのには、どうしたらよいか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>。合唱</li> <li>。講義</li> <li>。話し合い</li> </ul>	小林七郎先生 鈴木五郎先生 白石篤信氏	三、〇〇	三名
二、二六	<ul style="list-style-type: none"> <li>。現代世相と大人たち</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>。講演</li> <li>。話し合い</li> </ul>	福島民報社 遊佐多計雄氏	三、〇〇	二名
二、三〇	<ul style="list-style-type: none"> <li>。子どものしつけ習慣はどうして形成されるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>。見学学習</li> <li>。郡山養護学校</li> <li>。浅香荘</li> </ul>	郡山養護学校 上遠野校長先生 沢田教諭	七、〇〇	二名
一、二六	<ul style="list-style-type: none"> <li>。今の音楽教育について</li> <li>。リクレーション</li> <li>。ダンス・バレーボール・体操</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>。実務学習</li> </ul>	小林七郎先生 開 絃一先生	二、三〇	二名
二、二五	<ul style="list-style-type: none"> <li>。授業参観</li> <li>。子どもの気持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>。見学学習</li> <li>。講義</li> <li>。話し合い</li> </ul>	一年全担任 深谷義行先生 白石篤信先生	二、〇〇	二名
三、二六	<ul style="list-style-type: none"> <li>。家庭生活と家庭教育における諸問題</li> <li>。閉講式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>。講義</li> <li>。話し合い</li> </ul>	白石篤信先生 深谷義行先生 佐藤政信氏	三、〇〇	二名

十一、学級生名簿

半沢順子	関とし子	安田てる子
大場初代	渡辺美智子	高桑勝利
大竹君子	森田伸子	小平正一
渡辺喜代	円谷ミイ	熊田孝
中田律子	佐藤テルイ	吉田裕子
円谷勝男	鈴木ハツ	角田キミ子
真船ミサオ	熊田勇	橋本サク子
坂口三次郎	大木典子	沼口登代子
野木一子	広瀬利子	吉田文子
紺野信夫	曲山栄子	成沢綾子
大木洋子	大木康子	横山せい子
橋本ノブ子	有我利	江連秀治
小池ヨン子	関根庸子	添田富士子
佐久間スミ子	加藤カツ	鈴木喜美子
小坂橋貞子	小飯田キミ子	小磯卓男
荻野信子	菊地美枝	佐々木良介
鈴木吉子	佐藤晃子	宗像マサ子
金沢美恵子	新井セン	熊田ハナ
広瀬久子	広川明子(五十六名)	順序不同

十二、実施上の問題点

(一) 学習内容は、予定どおり行なうことができたが、出席率を

高める方策について苦労した。

(二) 毎回レクリエーションを取り入れたのは、大変効果があがった。

(三) 親と子の話し合いの時間を取り入れて、お互に理解を深めればよかった。

(四) 一年生の保護者は、学校にはじめて上げる方も多し、低学年の基礎教育の重要性も認識しているので、一年生の保護者だけを対象として学級生を募ったら、希望者は五十六名おったが、実際には会社勤め、その他の仕事の都合で出席率は低かった。しかし、無欠席の学級生も多くなりました。

(五) 来年度もぜひ実施できるよう関係機関に要望された学級生も多くおりました。

(六) 学習テキストの利用する時間がたりなかった。

(七) 話し合いの時間や実技の時間を多くとりたかった。

〔昭47「家庭教育学級報告書」〕

三四九「矢吹町婦人・青年団体」

種別	団体の名称	会員数	種別	団体の名称	会員数
婦人	矢吹婦人会	二〇〇	婦人	中畑婦人会	一四〇
三神婦人会	二七〇		矢吹農協婦人部	二七〇	

婦人	中畑農協婦人部	三三	青年	長峰青年会	二〇
	三神農協婦人部	四〇		松倉青年会	二〇
	矢吹商工会婦人部	一八六		原宿青年会	二〇
青年	矢吹町青年団体	二〇〇		鍋内青年会	二〇
	三神地区青年会	七〇		三城目青年会	三〇
	田内青年会	七〇		神田青年会	二八
	根宿青年会	二〇〇		須乘新田青年会	二四
	寺内青年会	二〇〇		みどりの会	二七
	平鉢青年会	七〇		サークル大池	二七
	大畑青年会	五〇		みんなの会かえるっば	二〇
	弥栄青年会	一〇〇		矢吹町商工会青年部	二〇

〔昭53 矢吹町社会教育関係団体調べより〕

(2) スポーツ

三五〇〔昭和二十三年レクリエーション研究懇談会開催について〕

二二体

昭和二十三年一月十三日

殿

福島県教育部長 渡辺貞雄

福島県レクリエーション研究懇談会開催のこと

左記要項によって標記の研究懇談会を開催することになりました。つきましては貴管下に於ける関係者を多数出席せしめられる

様御取計い願います。

新日本建設国民運動が提唱され、実践しつつある時真に国民が内面から活動するに必要な原動力をつくり出すものにレクリエーションがあると思はれます。

言うまでもなくレクリエーション運動は、人生を豊かにし、日々の生活を美しく、明るく、楽しくすることであって、文化国民の教養や、民主的活動の上にも大切な要素がこのレクリエーションを通して得られるものと信じます。

この度のこの会には幸に中央より斯界の権威者実践家のお出を願っておりますので真に生活に即したレクリエーションの諸問題が具体的に把握できることと思えます。何卒この好機会に多数御参加下さる様重ねて御願ひ致します。

○尚別紙の如き催物もありますので是非御覧下さる様御案内致します。

記

福島県レクリエーション研究懇談会要項

一、主催 福島県

一、日時 一月二十一日午前十時—十二時

一、会場 福島市第一小学校作法室

一、講師 文部省振興課長 栗本義彦氏

日本陸上競技連盟会長 平沼亮三氏

一、懇談研究会内容 ○レクリエーションと勤労

○レク運動のあり方

○その他

〔昭47刊「福島県教育資料第6集」抜粋〕

三五二〔昭和三十二年矢吹地区第一回中等野球大会〕

優勝杯争奪矢吹地区

第一回中等野球大会

日時 九月二十八・二十九日（雨天順延）

会場 矢吹町グラウンド

出場参加校【一町十三ヶ村中学校】

矢吹・中畑・三神・滑津・広戸・吉子川・関平・川崎・信夫

・泉・鏡石・大屋・小野田・野木沢（順不同）

毎年定期開催、優勝杯は三年連続優勝校が獲得、賞品四位ま

で、他に副賞

◇主将会議・九月二十六日正午・矢吹校にて

◇審判 矢吹野球協会選任審判員

▼郷土の名誉をかけて熱戦を応援下さい

主催 矢吹町経済振興会

後援 矢吹スポーツ連盟

〔昭23・9・12「やぶきタイムス」抜粋〕

三五二〔昭和三十六年矢吹町体育館新築〕

矢吹町体育館新築工事施行の件

昭和三十六年三月二十二日議決案第二十二号にかかる町立矢吹小学校体育館新築工事施行を取り止め改めて上記工事をこのとおり施行するものとする

記

1 工事名 矢吹町体育館新築工事

2 場 所 矢吹町大字矢吹字大林一〇三の一、一〇三の二、

一〇三の三番地

3 事業費及財源内訳

総工事費 一九、五五七、〇〇〇円

財源内訳 起債

一〇、〇〇〇、〇〇〇円

国庫補助 四、二〇〇、〇〇〇円

町 費 五、三五七、〇〇〇円

4 事業内容 鉄骨造成 モルタル

5 契約の方法 指名競争入札但し予定価格に達しないときは随

意契約による

6 工期予定 自昭和三十六年七月下旬～至昭和三十六年二月末

月

昭和三十六年六月二十八日提出

矢吹町長 野 木 忠 房

昭和三十七年九月二十六日提出

矢吹町長 野 木 忠 房

### 起債の件

昭和三十六年三月二十二日議決議案第二十三号にかかる起債の件を取止め改めて矢吹町体育館新築工事に充当するため地方自治法第二二六条第一項及び同条第二項の規定により次の要領により起債するものとする

### 記

1 起債の方法 起債の金額 金一〇、〇〇〇、〇〇〇円

借入先 厚生省国民年金積立金特別融資金

借入期日 昭和三十六年度

2 利息の定率 年六分五厘

3 償還期限 五年据置二十年

償還財源 一般歳入

昭和三十六年六月二十八日提出

矢吹町長 野 木 忠 房

[町有 昭36「矢吹町会議録」抜粋]

### 三五三〔昭和三十七年矢吹町体育館設置条例〕

矢吹町体育館設置条例制定の件

矢吹町体育館設置条例を別添えのとおり制定するものとする。

### 矢吹町体育館設置条例

第一条 体育館は、その設置する体育施設を適切かつ効率的

に運営し、体育の普及振興を図り、もって町民の心身の健全な発達及び文化向上に資することを目的として設置する。

第二条 体育館の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 矢吹町体育館

位置 矢吹町大字矢吹字大林一〇三番地

第三条 この条例に定めるものの外必要な事項は町長が別に定める。

### 附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

[町有 昭37「矢吹町会議録」抜粋]

### 三五四〔昭和三十七年体育館建築経過等〕

#### 体育館建築の経過

体育ということが、やかましく言はれる以前から、矢吹町を中心にしたこの方部の人達は、体育に深い関心を持っていた。三〇

四十年前この地方の中等学校の生徒達の殆どが、運動部のチャンピオンであり、青壮年達は運動競技に熱中し、県南方部を圧していた。だからこのささやかな町に、このような体育館が生れたのも、住民の不断の翹望からであると言える。

矢吹町は約三十年前から、体育館とは明らかに言っていないが、そういう施設を建設しようということで、財源と土地の確保に腐心した記録が見られる。本町は選挙の投票率で全国一となり、社会福祉の町として全国表彰を受け、その他いろいろの面で全国に名を馳せたが、町民の悲願の一つがようやく今日達せられたとも言える。

昭和三十年町村合併後幾多の事業をかかえ、赤字に追れ乍ら苦難したが、この数年漸く健全財政にたどりついた。昭和三十六年町議会の同意を得て、待望の町民体育館建設の運びに至ったのである。

この財源として文部省からは国庫補助事業として認められ、全国十七ヶ所の枠内に入って最高額の四二〇万円が交付され、厚生省からは九〇〇万円の国民年金特別融資を特に認められた。その他一切の建設費はすべて自己財源を充当して、一般的な寄附行為、その他町民の特別な地元の負担は仰がなかった。

建設事業には常に財政的、社会的、政治的な困難が伴うものであるが、議会の大乗的な協力と、町民の支持で幾多の困難を突破

し得たことを誇に思っている。

補助、起債の確保、敷地の選定、買収、これに伴う工事期限の延長承認の手続等、さまざまの曲折にあたって、いつも関係者の方々のあたたかいぶきを感じ乍ら、その衝に当れたことは有難いことであった。また、かげになり日なたになって御面倒いだった方々の、臉にじんと来るような御好意を我々だけでなく、一般の町の人々も感じていたに違いない。

この建物は体育の殿堂として、また善意が通う広場として町の人々は勿論、その他の人々も、うまく使って呉れることと思っている。

体育館の工事概要

設計 伊東建築設計事務所  
 施工 高田工業株式会社  
 電気工事 県南電設工事株式会社  
 竣工 昭和三十七年七月三十一日

◇建物概要 鉄骨造、地上一部二階、一部地階

建築面積	一五、〇九二坪
各階床面積	一階 三〇六、五一三坪 二階 四四、八一一坪

◇収容人員

計	三六六、四一六坪
体育館	約一、五〇〇人
ギャラリ	約一〇〇人
計	一、六〇〇人

◇主要設備概要

放送機出力三五W

ビクターマイクروفオン

舞台照明並客席調光設備

消火栓設備

給排水衛生設備

◇主要備品設備

体育用具一式、集会用椅子六〇〇人分、緞張並  
吊物一式、集会用机一〇〇人分、会議用テーブル等

◇工事費概要 建築主体工事他各種設備工事と備品を含み約三

〇、〇〇〇、〇〇〇円

体育館の利用について

\*体育行事

体育場はバスケット公認コート一面が楽にとれるよう設計され、縦二十八m横十五m約六八五㎡の広さである。従って屋内体育の大部分の種目は、常時開催することが出来る。

屋内体育の施設としては……バスケットボール 一面

バレーボール 一

バトミントン 二

卓球 一

移動鉄棒 一

吊環 一

柔剣道

以上の設備が計画されておる。また選手の厚生面については、選手控室、シャワー室などの施設があり、選手の活動に遺憾のないよう配慮されてある。

\*講演会、音楽会などの行事

本体育館は、また講演会、音楽会などの行事にも利用できる。このため緞帳及び吊物装置一式の設備と放送設備が完備されてある。

聴講には、体育場に約一、五〇〇人の聴衆を収容でき、ギャラリと合せて約一、六〇〇人を収容できる。

\*大集会

各種団体の総会及び大会などの大集会には、体育場を利用することが出来る。そのため三〇〇人〜六〇〇人分の椅子を特に常備してあり、正面ステージ及び放送設備も利用できる。

[昭37「体育館落成祝賀式」しおり抜粋]

### 三五五〔昭和二三年新憲法施行祝賀青年体育大会〕

#### 新憲法施行祝賀青年体育大会舉行

五月三日新憲法発布一周年記念として矢吹方部連合自治青年会が矢吹スポーツ連盟の後援で一町五ヶ村、矢吹、中畑、信夫、三神、川崎、滑津をして青年体育大会を矢吹小学校に開く、西白河郡連合青年会より今回独立した矢吹方部連合青年会の最初の試みである。この体育大会の種目は男子百、四百、千五百、走巾跳、走高跳、三段跳、八百継走、一万米マラソン（久米石熊野神社往復）女子六〇、四百、ボール投げ、走巾、走高跳等であり、矢吹町の参加人名は

佐久間博、高田清蔵、星茂利一、下山田光男、川上重雄、伊勢野甲二、大越武、川上金次、桑名昭正、安藤重雄、西野アキラ、後藤淳一、竹内正、三村藤吉、常松喜一、女子 関キミ子、土田朝子、芳賀ミエ子、棚木ハナ子、堀ミチ子、下山田満子、佐久間チヨ、斉藤トシの諸君である。

〔昭23・5・2「やぶぎタイムス」抜粋〕

### 三五六〔昭和三〇年第一回矢吹町体育祭〕

#### 大矢吹町合併祝賀体育祭

#### 三日華々しく挙行

第一回矢吹町体育祭は、菊花薫る三日、九時半から矢吹小校庭

に於て華々しく挙行されました。中畑、三神、矢吹合併の祝加と親善を兼ねたもので小、中学生から青年団婦人会一般の全町参町でありました。町長さん自筆の優賞旗争奪の各種目、町民が気軽に出場出来る個人種目合せて三十種目、折柄の好天の恵まれ、明るく、楽しく、仲よく、しっかりやろうと野木会長さんの挨拶で、秋空高く打上げられた花火を合図に幕をあげた。

堂々の入場、全員のラジオ体操は見事なもの、小、中青年婦人チームの綱引き、祝賀駅伝、さては自転車おそのり、親子三人リレー、てんやわんやと競技は佳境に入り、各官衛親善リレー職場対抗リレー、オールスターリレーで祭典のユーモアな和やかな雰囲気は絶頂に達しやがて中畑音頭、矢吹農年おどり、三神佐度おけさ、等の婦人おどりはいずれすばらしい熱演で錦上花を添えたものであった。

かくて三時、矢吹体育祭の絵巻は目出たく幕をとじたのであるが、後始末も全役員によって整然となされ有終の美をかざったのは大変よかったと思う。

ここで二、三の反省を試みると

- 1 この企画は僅か十日前に行われたので趣旨が全町に徹底しなかった。しかし大変よく出来た。
- 2 予算的措置がなかったので町長さんに大変御心配をかけたこと。

3 農繁期のため出場者が少なかったこと、したがって期日など

も考慮しなければならぬ。

4 演技種目が精撰されなかった。

5 青年団出場が少なかった。

6 その他

ともあれ全町民あげて、レクレーションを楽しむことはやがて大矢吹町の親善と発展に寄与する所実に大きいものがあると思う。

『筆者当日の演技部長矢吹中添田校長』

〔昭30・11・15「教育やぶき」抜粋〕

### 三五七〔昭和三一年第二回町民体育祭〕

町民体育祭を省みて

菊花薫る十一月三日午前九時より矢吹小学校々庭に於て町民体育大会を開催したが、一般町民の運動会だけに誠に盛大であった。

これが大会を意義あらしめる為に福島民報社より優勝旗が寄贈され、更に矢吹タイムス社からも優勝楯を寄贈して頂き各地区の対抗リレーに対し夫々大会長から授与された。

第一位 矢吹地区

第二位 中畑地区

第三位 三神地区

但しこれが対抗リレーとしての得点は青年会リレーと中小学校のリレーに限定して行ったものである。その他は一般のレクリエーションとして行いましたが色々不備の点や行事に御不行届の点もあったと思いますが町民各位の御協力と大会役員の御努力により第二回町民大会がスムーズに行った事に対し厚く御礼申し上げます。何卒今年の反省評価を参考として来年はもっとよりよい成果を挙げたいものと存じます。

〔昭31・11・1「広報やぶき」抜粋〕

### 三五八〔昭和三七年矢吹町スポーツ振興審議会条例〕

矢吹町スポーツ振興審議会に関する条例

(設置)

第一条 矢吹町にスポーツ振興審議会（以下「審議会」といふ）を置く。

(任務)

第二条 審議会は、スポーツ振興法（昭和三十六年法律第一四一号）第四条第四項及び第二十三条に規定するもののほか、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。

(2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。

(3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。

(4) スポーツの団体の育成に関すること。

(5) スポーツによる事故の防止に関すること。

(6) スポーツの技術水準の向上に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関すること。

(組織)

第三条 審議会は、七人以内の委員で組織する。

二 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

三 委員及び臨時委員は非常勤とする。

(任命)

第四条 審議会の委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が町長の意見を聞いて任命する。

(1) 学識経験のあるもの

(2) 関係行政機関の職員

(会長等)

第五条 審議会に会長及び副会長を置く

二 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

三 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

四 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第六条 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

二 審議会の委員は、再任されることができる。

三 臨時委員は、特別事項に関する調査審議を終了した時は退任するものとする。

(議事)

第七条 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の総数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

二 審議会の議事は、委員及び議事に関する臨時委員のうち出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。



なわれました。聖火は白河市に一泊翌九日(日)午前九時出発、白河市の女石から自動車リレーで矢吹町大林交叉点で走者に引継がれました。大林から走ったランナーは役場前で次の走者に引継ぎ、無事大任を果しました。

大林く役場間の走者および役員は次のとおりです。

▽中継所主任、味戸正▽副主任、渡辺和三▽トーチ係、富永和男、佐藤新哉、星正勝▽正走者、藤井要二▽副走者、鈴木節子、橋本正栄▽随走者、草刈高志、松本一夫、吉成国広、泉川勝、吉田富男、中村恭子、真船洋子、渡辺幸子、源田美子、佐久間正子。

役場前く古宿新国道交叉点間の役員、走者は次のとおり。

▽中継所主任、浦住正恵▽副主任宗像一郎、▽トーチ係、東条覚、添田正美、佐藤完治▽正走者、草野孝男▽副走者渡辺広一▽随走者、岡部実、小林一夫、高久正明、星ヨツ子、鈴木正明、星信夫、関根貞男、小椋進次、小松英治、佐久間喜好、菅野富士夫の十八名でした。

沿道には、約三千人の町民が拍手で歓迎し、その走者に随行した車は県警の広報車を先頭に、バトカー先導車二台で、正走者間五メートル、正走者と副走者の間五メートル、随走者との間三メートルで随走者の間一・五メートル、その後方に全国組織委員A車、同B車県実行委員車二台、その後市町村関係車、さらにトーチ車二台、最後尾に県警押い車、その後荷物車などが続き、

歓声と拍子の中でトーチの点火が行なわれ、矢吹町役場前まで走ったが、足並みも姿勢も大変美しく、矢吹町役場前では待ちかまえていた第二ランナーがトーチに点火し、訓練をされた足並みと動作で聖火をかかげ、町長、教育長、次長らは鏡石町の熊野神社前で市町村長の引継ぎを完了した。このあと、解散式を行ない記念写真を撮影して解散しました。

〔昭47・1「広報やぶぎ」抜粋〕

### 三六一〔昭和四十六年体育協会設立〕

体育協会結成式 とき 四十六・九・十三

ところ 商工会館

1 開 会 (柏村)

2 経過報告 昭和三十八年発足したが実際活動がなかった。昭和四十四年三月スポーツ審議員、指導員の中で話が出た。

3 発起人代表あいさつ (渡辺)

4 議長選出 (浦住)

5 規約の審議

6 役員選出

7 来賓あいさつ

8 事業計画 (1) 理事会

(2) 常任理事会

(3) 専門委員会

(4) 事業内容 野球、庭球、ソフト、卓球

剣道、バレーボール、水泳

9 予算計画 一〇〇、〇〇〇円

10 閉会

矢吹町体育協会規約(案)

第一章 名称及び事務所

第一条 本協会は、矢吹町体育協会と称する。

第二条 本協会の事務所を矢吹町教育委員会事務局に置く。

第二章 組織

第三条 本協会は、町内行政機関、公民館、スポーツ団体、

青年会、婦人会、職域団体、教育機関等をもって組織

し、理事会、常任理事会、専門部を置く。

第三章 目的及び事業

第四条 本協会は、町民の体位向上と健全な体育の振興を図

り、文化社会の建設に寄与することを目的とする。

第五条 本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行

う。

一 町民の体育振興に関する調査研究

二 スポーツ団体の連絡調整ならびに育成強化

三 体育の指導奨励ならびに指導者の養成

四 体育大会、球技大会及び講習会等の各種行事の実

施

五 その他本協会目的達成に必要な事業

第四章 会 計

第六条 本協会の経費は、次に掲げるものを以ってこれにあ  
てる。

1 負担金 2 補助金 3 事業収入

4 寄附金 5 その他

第七条 本協会の予算、決算は理事会の議決を経るものとす  
る。

第八条 本協会の会計年度は、四月一日に始まり翌年三月三十

一日に終る。

第五章 役員

第九条 本協会に次の役員を置く。

1 役員 会長一名、副会長若干名、監事三名、理事

長一名、副理事長一名

理事 スポーツ団体の代表及び各機関団体の代表

者(常任理事若干名)

2 職員 書記若干名、会計若干名、指導員若干名

第十條 顧問は、理事会の推薦による。

会長、副会長は理事会において選出し、会長は本協会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

理事はスポーツ団体の代表及び各機関団体の代表者が委嘱され、理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選による。

第十一條 常任理事会に事務局、企画部、専門部を置く。

事務局の書記及び会計は、会長これを委嘱し、書記は理事長の事務を補佐し、会計は本協会の会計事務をつかさどる。

企画部は、専門部と連絡調整を図りながら本協会の目的達成のための事業の企画立案にあたる。

第十二條 役員任期は二年とし、再任することができる。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第六章 会 議

第十三條 理事会は本協会の決議機関であり、会長これを召集し、次の事項を審議決定する。

1 予算及び決算

体育協会役員名

会 長	仲西 藤次
副会長	小林 重孝 浦住 正恵 伊藤 一清
監 事	渡辺 誠 森 柁次郎 関根 勇蔵
理事長	井戸沼俊顕
副理事長	柏村 秀蔵
常任理事	遠藤 守(野球) 佐藤 新哉(剣道)
	東条 覚(指導員) 猪合 泰幸(青年会)
	柴田誠次郎(工業クラブ) 野崎 直吉(ソフト)
	中野 豪(水泳) 長尾 俊雄(テニス)
	大場 昭雄(バレー) 渡辺 和三(分校)
	小板橋孝助(教委)
書 記	星 圭之助(教委) 堀江 功(テニス)
会 計	宗像 邦雄(野球) 佐藤 完治(野球)
理 事	滝波七次郎 菊池 儀一 鈴木 常治 仲西 トヨ
	星 正勝 仲島 順三 坂路 光男 井戸沼良子
	富永 和男 添田 正美 小林 栄 佐久間金蔵
	深谷 義行 吉岡美恵子 藤田 マリ 藤井 広
	藤井 精七 会田 キン 鈴木 芳子 大滝 華子
	星 善一 横田 稔 石井 義高 藤田 二郎
	水戸 政治 吉田 秀弥 遠藤 重衛 味戸 正

宗像 一郎 高田 兼芳 鎌田 善治 鈴木 三巳  
二瓶 金光 加藤 金一 斉藤 好司 佐藤みさお

〔結成式記録〕抜粋 大町・堀江功所有

### 三六二〔昭和四六年体協結成に想う〕

町民総参加のスポーツを

— 体育のすそ野を広げよう —

体協結成に想う

矢吹町社会体育の歴史とその実績は古く、しかも成果はすばらしい。特に野球、剣道、庭球とその層は厚く多様であった。それに加えて、社会体育指導員がそれぞれ専門的に分担する制度をとってからの町民の体育は、ソフト、バレー、卓球とその幅をますます広げ、しかもそれらの組織作りは急速に発展した。町のスポーツ発展のため、これらの組織の一本化は十数年前から望まれ、体育協会の結成は町の与論とさえた。今度町教委などが中心となって発会の運びとなったことはまことに喜ばしいことだと思ふ。町民の体力づくりと、健全な体育の振興に大いに寄与するところがある。社会体育はあくまで町民ひとしく一人一人の体育につながることを原則とする。今後の課題は、いかにして数多くの町民をその傘下（さんか）におさめ、進んで参加する態勢と意欲をわきおこさせるかということだと思ふ。愛好者だけの固定し

たスポーツでなく、底辺の広いものにするため当局の理解と援助も必要にならう。

仲西、溝井の両氏のヒマラヤ征服も、新しい大きな力となって広がり、伸びてゆくことを町民はみな期待もしているし、またとないチャンスともなろう。

（矢吹町体育協会副会長 浦住正恵）

〔昭46・10・20「広報やぶき」抜粋〕

### 三六三〔昭和四七年町体育協会第二回総会〕

町民こそってスポーツ活動を

— 町体協の第二回総会 —

第二回体育協会総会が、体育スポーツ各界代表の理事等三十八名が出席して、五月十八日午後二時矢小図書館で行なわれた。

四十六年度事業、会計の報告、決算の承認のあと、四十七年度運動方針、事業、予算の審議、続いて体協の組織運営の強化について活発な討議がなされた。

その結果、体協の自主的民主的な運営を図り、体育スポーツ活動を町民の中に定着していくために常任理事（体協会員）の中から、財務、指導、広報の各専門委員を選任、体協事務局の強化にあたることになった。また、教委職員は協力員としてひきつづきあたることとなった。

なお、欠員の副会長の選任も行なわれ、次のように決定した。  
 ▽副会長、滝波七次郎。

▽専門委員 ▮財務委員、野崎直吉、遠藤守、指導委員 ▮佐藤新哉、  
 安西正典、広報委員 ▮堀江功、宗像邦雄

体協発展のため、町民各位のご協力ご理解をお願いいたします。

〔昭47・9「広報やぶき」抜粋〕

三六四〔矢吹町スポーツ団体〕

職別	団体の名称	会員数
総合	矢吹町体育協会	一、三六六
ソフトボール	ソフトボール協会	五五〇
野球	野球場協会	六〇〇
登山	山岳協会	一八〇
庭球	庭球協会	〇〇〇
卓球	卓球愛好会	〇〇〇
籠球	バスケットボール愛好会	〇〇〇
排球	バレーボール協会	〇〇〇
剣道	剣道連盟	二五〇
野外活動	オリエンテーリングクラブ	一三〇
ダンス	ダンス愛好会	二〇〇
スキー	スキー愛好会	〇〇〇
剣道	剣道場連盟	五〇〇
バドミントン	バドミントン愛好会	三三〇

〔昭53 矢吹町社会教育関係団体調査より〕

(3) 公民館

三六五〔昭和三年矢吹町公民館設立準備委員会〕

公民館設立準備委員会

八月二十九日 午前十時 於役場

出席者 仲西正次 関根要八 円谷庄助 小林貞夫 大島金一

安藤正雄 熊倉秀恵 栗林俊雄 木村光二 熊田末二

町長 貴下は公民館設立準備委員として御推薦致します。青年

及町民の要望に答へ郷土矢吹発展のため御協力下さい。

公民館は矢吹町の公民館として設立管理運営に一日も早

く達成されんことを望む。

円谷氏 公民館の必要性は言を問たない。

先づ当町の公民館のありかたに付て協議したい。

大島氏 模範公民館の葉より設置及管理、公民館の維持運営、公

民館の編成事業及設置についての説明あり、当町として

は集会所図書簡単な娯楽機関とし青少年の犯罪予防に協

したい。

栗林氏 当町の公民館としては類似の町村の公民館を実視察の上

ではどうか。

円谷氏 当町の公民館は独立すべきか併設すべきか。

町長 町の財源から独立公民館は不可能と思ふ。若し改築して

出来る所があれば別段だが。

大島氏 青年としては旧報徳館解放を叫んで来たのである。併し

新制中学に移転確定した故他所に求めたい。

熊田氏 公民館として坪数はどの位か。

大島氏 茨城県大宝公民館を参考として説明あり。

木村氏 公民館に対する町民の与論はどうか。

大島氏 過日の与論調査に於ては全部賛成して居るが外面だけの様である。

様である。

安藤氏 多いに一般町民に呼びかけるのだ。青年が主柱となりて

はどうか。

木村氏 場所としては会田学院を解放して戴き小なるものから大

なるものにして居ってはどうか。

関根氏 賛成致します。

町長 会田学院長と交渉して決定したい。

関根氏 婦人と青年も此の準備委員に参加していただきたい。

大島氏 それでは婦人会長佐久間まつ会田学院長会田きん伊藤ハ

ル代、青年会より芳賀博、室井秀男を加へたい。

町長 結論としては当町と類似の公民館を視察して判きりした

上準備を進めたい。視察日は追って通知する。以上

終了午前〇時

公民館設立準備委員

仲西 正次 栗林 俊雄 熊田 末二 円谷 庄助

小林 貞夫 関根 要八 木村 光二 熊倉 秀恵

安藤 正男 会田 きん 佐久間まつ 伊藤ヘル代

大島 金一 芳賀 博 室井 秀男

[昭23「委員会関係書類」抜粋]

三六六(昭和二十四年矢吹町公民館設置)

議案第四二号

矢吹町公民館設置条例設定の件

右は別紙の通り設定するものとする

昭和二十四年六月三十日提出

矢吹町長 仲西 正次

矢吹町公民館設置条例

第一条 本町に矢吹町公民館を設置し町民の教養機関として

左の事業を行ふ

一 文化的教養をなすこと

二 成人教育をなすこと

三 社交機関とすること

四 産業の振興を図ること

五 地方自治の振興を図ること

其の他目的達成の為必要な事業

八 P T A代表（中学校）

第二条 公民館に公民館委員を設置し事業の運営を行ふ委員

九 農協組代表

は二十五名とし町会に於て選出し町長之を委嘱する委員

一〇 一般代表

員の任期は二年とする 但し再選を防げない

一一 経振会代表

第三条 公民館に左の職員を置き運営の仕事を担当せしめる

右運営委員は一般代表を除き各種団体の互選により準備委員会に

館長一名 部長五名 書記若干名

於て推薦したるものなり

第四条 館長及び部長は公民館委員会に於て選出し其の推薦

（昭和二十四年六月十四日）

に依り町長が之を委嘱する

〔町有 昭24「矢吹町会議録」抜粋〕

各任期は二年とし差支えない書記は館長任免する

第五条 公民館の会計は特別会計とする

三六七〔昭和二十四年矢吹町公民館条例改正〕

第六条 本条例は公布の日より之を施行する

議案第五七号

この条例に関する必要な細則は別に之を定める

矢吹町公民館条例改正の件

参考書

矢吹町公民館条例左記の通り改正するものとする

公民館運営委員各種団体より選任者

昭和二十四年九月十三日提出

一 町議会代表

矢吹町長 仲 西 正 次

二 高校代表

記

三 中学校代表

矢吹町公民館条例

四 小学校代表

第一条 社会教育法第二十条並に第二十二条の目的及び事業

五 青年会代表

を完うするために本町に町民の社会教育機関として町

六 婦人会代表

立矢吹町公民館を設置する

七 P T A代表（小学校）

第二条 本館を矢吹町立矢吹町公民館と称し矢吹町大字矢吹

字西側四十番地におく

必要に応じて部落公民館を設置することができる

第三 本館は町長これを管理し運営維持管理に要する経費

は町費補助金寄付金その他の収入を以てこれに充てる

第四 本館の会計は特別会計とする

第五 本館に左の職員をおく

館長一名 主事若干名 部長若干名 副部長若干名

書記若干名

前項の職員は町長之を委嘱する

第六 本館に公民館運営審議会を置く

公民館運営審議会の委員は次の各号に掲げる者の中

から町長が委嘱する

一、矢吹町の区域内に設置された各学校の代表者

二、矢吹町の区域内にある社会教育団体及びその他の

団体又は機関にして公民館の目的達成に協力するも

のを代表する者

三、学職経験者

但し前項第二号に掲げる委員の委嘱はそれぞれの団

体に於て選挙又はその他の方法により推薦された者

について行うものとする

第七 前条に定める委員の定数は二十五名以内としその任

期は二年とする

但し補欠者は前任者の残任期間とする

公民館運営審議会委員がその職務を行うための要す

る費用はこれを弁償する

但し矢吹町議会の議員に準ずる

第八 本条例の実施に必要な規程は館長に於て公民館運営

審議会に諮り別にこれを定める

附 則

この条例は公布の日から施行する

〔町有 昭24「矢吹町会議録」抜粋〕

三六八〔昭和二四年矢吹町公民館各部予算及事業計画〕

矢吹町公民館審議委員会

矢吹町公民館各部予算書(四・一〇・三〇)

	予 算	備 考
総 務 部	六七、五〇円	諸手当を含む
教 養 部	三〇、五〇円	〃
産 業 部	三三、〇〇円	〃
図 書 部	三三、〇〇円	〃
社 会 部	四三、三三円	〃
総 算	二〇七、三三円	〃

月別予算案別紙の通り事務費其の他記入省略

昭和二十四年度 三〇・一〇・三三 矢吹町公民館事業計画書

(月別、案四・10・10)

月別	事業の名称	事業費(円)	摘 要
十月	経済講話 美化運動 図書室の設備 定例審議会	二,〇〇〇 三,〇〇〇 一〇,〇〇〇 五〇〇	福大経済学部教授 公德箱の設置 ポスター 立札 書籍棚二ヶ購入
十一月	町民体育大会 郷土作品展示即売会 成人式及映写会 講演会及映写会 図書購入及読書会	一五,〇〇〇 六,〇〇〇 四,〇〇〇 二,〇〇〇 一〇,〇〇〇	大会一切費 農作物果実その他郷土作品一切 昭和二十四年度成人式記念品贈呈(標札)ナトコ映写機使用 公民館について県社会主事 佐々木氏 新刊図書購入、読書の指導
十二月	郡内公民館連絡協議会 運営審議会 懇親会及映写会 篤農家座談会 討論会 図書購入	二,〇〇〇 五〇〇 一,〇〇〇 三,〇〇〇 二,〇〇〇 五,〇〇〇	郡下公民館関係者 各種団体の親睦を図り意見の交換会 パンフレット四〇〇部発刊 羽鳥ダム完成後の矢吹町の将来について(町当局国営一般) 新刊図書購入
一月	公民講話 畜産関係講話 成人婦人学級	二,〇〇〇 三,〇〇〇 五,〇〇〇 四,〇〇〇	生活改善について文部省社会課 吉田鉄助氏 牧場長或ハ県畜産課長 昭和三年度一月三日成人の日 学級別開設計画書による

図書購入及読書会	二,〇〇〇	新刊図書購入 正しい読書法について
定例審議会	五〇〇	
研究発表座談会	三,〇〇〇	昨年の失敗成功と本年の成功案について
公民講話	二,〇〇〇	議事運営について
成人婦人学級	四,〇〇〇	学級別開設計画書による
移動文庫開設	一,〇〇〇	各区巡回読書会
公民講話	二,〇〇〇	新戸籍について町書記渡辺久氏
公産座談会	三,〇〇〇	増産について
成人婦人学級	四,〇〇〇	学級別開設計画書による
會計監査準備	四,〇〇〇	昭和二十四年度會計整理

[町有 昭24「矢吹町会議録」抜粋]

三六九 [昭和二十四年度公民館事務報告]

- 十六公民館関係
- 公民館職員左の通り(略)
- 審議委員会小委員会(略)
- 五月二十六日 第一回矢吹町公民館設立準備委員会
- 五月二十七日 各種団体へ公民館運動委員会内申依頼
- 六月三十日 公民館条例並に委員町議会に於て決定ここに公民館は誕生する
- 九月三十日 夫婦学級 婦人学級開設計画審議

十月 七日 各部予算編成並に事業計画

十一月 三日 町民体育大会を中学校で実施

十一月十一日 郷土製品展即売会を小学校に開催  
(A.M.)

十二月 六日 西白河公民館運営協議会を矢吹町役場会議室に開

催吾が館長関根氏郡下館長になる事務所は矢吹町  
役場に置く

〔町有 昭25「矢吹町会議録」抜粋〕

### 三七〇〔昭和二十九年公民館数え歌〕

公民館数え歌

一つとや 人々自由に語り合い、睦み合い、仲よくするのも公民館

二つとや ふるいろいろ習ふり捨て、民主平和に切り替えよう

三つとや みんなの心で工夫して、住みよい郷土をつくりましょ

四つとや よい知恵、よい腕みがくよう、読書や講座をひらきま  
しょう

五つとや いつもニコニコはがらかに力あわせ働こう

六つとや 無駄な時間を整理して、計画たてて暮しましょう

七つとや 何より健康第一よ、保健スポーツ、レクリエーション

八つとや やりくりつけても出席よ、出なけりゃ世界にうとくな

る

九つとや 子供も大人も爺さんも、婆さんも、一緒に楽しむ公民

館

十とや 共に立派な村として町として、文化の日本をつくりま

しょう

〔昭29・7・20(仮称)「やぶぎ」抜粋〕

### 三七一〔昭和三十一年矢吹町公民館条例〕

矢吹町公民館条例

第一条 社会教育法第二十条並第二十二条の目的及事業を完  
うするため本町に社会教育機関として矢吹、中畑、

三神の各地区に矢吹町立の独立公民館を設置する

第二条 各地区の独立公民館を矢吹町立矢吹公民館、同中畑

公民館、同三神公民館と称し町立矢吹公民館を大字矢

吹字西側四十番地に町立中畑公民館を大字中畑字本村

六十番地に町立三神公民館を大字三城目字上町十九番

地に置く。必要に応じて部落公民館を設置する事がで

きる

第三条 各地区の公民館は矢吹町教育委員会が之を管理し運

営維持管理に要する経費は県補助金町費及寄附金その

他の収入を以て之に充てる

第四 条 各地区の公民館に左の職員を置く 館長一名 主事

若干名 部長若若干名 書記若若干名 前項の職員は矢吹町教育委員会が之を任命する 但し非常勤職員は之を委嘱する

第八 条 各地区公民館の連絡調整を図る為め公民館連絡協議会を設置する事が出来る  
この条例は公布の日から施行する(昭和三十年三月三十一日)

第五 条 各地区公民館に公民館運営審議会を置く

公民館運営審議会の委員は次の各号に掲げるものの中から町教育委員会が委嘱する

三七二 (昭和三十一年矢吹町公民館連絡協議会結成)

一、各地区内に設置された各学校の長

矢吹町公民館

二、各地区内にある社会教育団体又は機関にして公民館の目的達成に協力するものを代表するもの

連絡協議会生

三、学識経験者

矢吹町公民館連絡協議会結成式を十二月十一日矢吹公民館に於て各地区公民館職員三十名が集まり結成を行った公民館連絡協議

但し前項第二項に掲げる委嘱はそれぞれの団体に於て選挙又はその他の方法により推薦された者について行うものとする

会は各地区公民館の情報交換を行い町全体で行う社会教育の事業に対する経済的效果がねらいで将来ともこの運営が良く行われる事によって町の社会教育が合理的科学的に行われると思う。当日の役員に選出された方々は左の通りである。

第六 条 前条に定める委員の定数は各地区十五名以内としその任期は一ケ年とする

会長に矢吹公民館長 佐藤 卯平

但し補欠者は前任者の残任期間とする(公民館運営審議会委員がその職務を行うために要する費用はこれを弁償する)

副会長三神 渡 辺 欣 吾

審議会委員がその職務を行うために要する費用はこれを弁償する)

中畑 柏村 秀藏

第七 条 本条例の実施に必要な規程は館長に於て公民館審議会に諮り別に之を定む

理事六名は各地区二名で各地区から書記は教育委員会主事渡辺久同じく社教主事柏村秀藏が委嘱された尚昭和三十年度事業計画を立て閉会した。

矢吹教委社教係

〔昭31・1・10「広報やぶき」抜粋〕

三七三〔昭和三十一年度矢吹中畑三神各地区公民館その他執務者数〕

社会教育執務者数

地区	公民館職員数	公民館審議員数	文化財保護委員	技術者数
矢吹地区	七	一〇		六
中畑地区	七	一〇		七
三神地区	七	一〇	二	八

〔町有 昭32「矢吹町会議録」抜粋〕

三七四〔昭和三十三年矢吹町公会堂建設積立金設置の件〕

矢吹町公会堂建設準備積立金設置の件

地方自治法第九十六条第一項第六号の規定に基き矢吹町公会堂建設費に充当のため左記のとおり準備積立金を設置するものとする

昭和三十三年三月十二日提出

矢吹町長 野 木 忠 房

記

一設置の理由 本町は昭和三十年三月三十一日一町三ヶ村（分村を含む）合併以来種々の大会議及び地方住民の会

場なく困却しているので早急に公会堂の建設に追われているも財源難のため本年度より積立方式により本積立金を設置した

一積立金額 金五十万円也

一管理方法 預金

一預入先 東邦銀行矢吹支店又は白河信用金庫矢吹支店

〔町有 昭33「矢吹町会議録」抜粋〕

三七五〔昭和三十四年公会堂建設準備積立金処分件〕

議案十九号

公会堂建設準備積立金処分件

本町公会堂建設準備積立金を解除しその積立金五十万円を矢吹町立中畑小学校々舎増改築費に充当する

よって地方自治法第九十六条第一項第六号の規定により積立金を処分する

昭和三十四年三月六日提出

矢吹町長 野 木 忠 房

〔町有 昭34「矢吹町会議録」抜粋〕

三七六〔昭和三十六年公会堂建設積立金処分件〕

議案第二六号の二

公会堂建設準備積立金処分件

本町公会堂建設準備積立金五五四〇〇〇円を一般会計に繰入町

立矢吹小学校体育館新築工事に充当する。

よって地方自治法九六条第一項第六号の規定により積立金を処分するものとする。

昭和三十六年三月十一日提出

矢吹町長 野木忠房

〔町有 昭36「矢吹町会議録」抜粋〕

### 三七七 〔昭和四二年矢吹町公民館条例一部改正する条例〕

矢吹町公民館条例の一部を改正する条例

矢吹町公民館条例（昭和三十九年矢吹町条例第一五号）の一部を次のように改正する。

別表中

「三神公民館 矢吹町大字三城目字上町一九番地」を「三神公民館 矢吹町大字神田字神田西一三〇番地」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

〔町有 昭42「矢吹町会議録」抜粋〕

### 三七八 〔昭和四八年五月中央公民館落成〕

郷土文化の飛躍台に

一般の使用は六月一日から

町民の共同の学習の場、中央公民館がついに完成、去る五月十八日開館式が行なわれました。鮮やかな新緑をバックに静かに端座しているそのさまは、まさに郷土文化の殿堂にふさわしいものであります。

社会教育の重要性が叫ばれる今日、老若男女すべての町民がこの中央公民館を利用することを期待し、生活文化と社会福祉がますます向上することを祈るものであります。

開館式は午前十時より町長をはじめ白河教育事務所次長、議長など多数の来賓を迎え同館二階大ホールで開かれました。

町長は挨拶の中で「町民総意のもとに中央公民館が完成したことは本当に嬉しいことです。今後この中央公民館を話し合いの場として利用され社会教育の実をあげて欲しい」と感謝の意を述べられました。

つづいて教育長の工事経過報告があり、来賓の祝辞のあと幼稚園児のお遊戯や歌のコーラス、さらに日本舞踊などが披露されましたが、特に矢吹中学校のブラスバンド演奏は中学生とは思えない迫力感のある立派な演奏でその完成を心から祝っております。

〔昭48・5「広報やぶき」抜粋〕

#### (4) 社会活動

福島県総務部長

##### 三七九〔昭和二十三年成年祭の実施要綱〕

青年祭の実施方について

成年に達した男女青年に、新日本の建設者たるべき自覚と矜持とを与えることを目的として挙行されるものが成年祭であります。

この成年祭を県下に普及する計画のもとにさきに委員会を設け種々審議を重ねてきたのでありますが、今回この具体案につき別紙の通り決定をみます。

この催しは市町村あるいは青年会その他広く管内適當の団体とも連けいをとられ、できるだけ共同主催のもとに自主的に実施されることは最も有意義なことと思われるのであります。

それで参考までに一部送付いたしましたから地方の実情に適應した行事と併せ実施方につき特段のご配慮をお願いいたします。

なお市町村におかれては、この種行事に対しては予算等についてもできる限り協力援助方おとりはこび願います。市町村より管内PTA青年会婦人会へ廻送してください。

昭和二十三年五月十日

福島県教育部長

地方事務所長殿

市町村 長殿

学 校 長殿（小学校より新制中学校へ廻送）

P T A 会 長殿

青年会 長殿

婦 人 会 長殿

成年祭実施要綱（二十三年五月一日決定）

##### 成年祭の趣旨

(一) 文化と道義の香り高い国家をうちたてることは、われわれの権利であり責任である。

われわれはどうしても、新日本を建設しなければならぬ。しかしこれが達成にあたって最も大きな期待をかけられるものが、未来と夢をもち、しかも陶治性に富む青年であることは、誰しもみとめるところである。青年は今こそその榮譽とまた、重い責任を充分に認識し自覚して、自主的であるとともに協力的であり、その上に豊かな教育を身につけた文化人たるべく努力しなければならぬのである。この努力あつてはじめて青年は世人の期待にこたえることができ、またこのような青年によつてのみ国家は再建されるのである。

(二) 成年祭は自らの使命を自覚し、日夜努力精進をつづける青年

たちが、満二十才に達し、いよいよ一個の成年人となつて国家に貢献できる喜びをお互いにわかちあうために、また公民としての門出を郷土民こそぞって祝福するために催す社会的行事である。

(三) 成年祭はこれを成年式と成年祭とにわけらる。

成年式とは満二十才に達した男女が「成年」となつた喜びをお互いにわかちあうとともに、民主国家の建設を双肩に担うものとしての自覚を一層高めるために催す儀式をいう。

成年祭とは、成年式に参加した青年に対して、よき公民としての門出を祝福するための文化祭や体育大会等の催しをいう。

成年式

(一) 成年式は、各市町村および青年会の主催によつて行なう。

(二) 成年式は、その市町村に居住し、その年間に満二十才に達する男女青年に対して行なう。

(三) 成年式は、国家の祝祭日か、郷土および青年にとって意義の深い日を適宜選定して挙行する。

(四) 市町村は成年式挙行前に適齢者氏名を公示するがよい。

(五) 成年式に参加する適齢者は式の前日までに身体検査、学力調査を行なう。

(六) 成年式挙行の方法は各市町村毎に立案されるべきであるが、

次に示すものを織り込むことが適當である。

① 主催者は成年証書を授与する。

② 参列者の代表は祝福と激励の辞をおくる。

③ 模範成年者の表彰する。

④ 適任者の代表は決意を披れきする。

⑤ 成年の歌、各青年の会の歌、青年ふくしまの歌等を斉唱する。

(七) 市町村は成年式修了者氏名を公示するがよい。

(八) 成年証書の文面は次に示すものがよいと思う。

成年証書

氏名

生年月日

満二十才に達した貴下が身体健全にして、豊かな教養を身につけられたことを認めるとともに、よき公民としての門出を祝福するために、ここに成年証書を授与する。

昭和 年 月 日

市町村長

青年会長

(なお希望によつては知事名を入れてもよい)

(九) 成年式には青年会員はもちろん、学校生徒児童、市町村民等多数参列して挙行し郷土の楽しい祝日としたい。

(白) 青年は、成年式にのぞむまでの間に、豊かな教養を身につけるとともに、健全なる身体を育成することに全力を注ぐべきである。

なお、市町村および青年会で主催する次の行事には必ず参列することにした。

- ① 学力調査（簡単な公民的常識問答、算数、国語の基礎知識）
- ② 身体検査
- ③ 各種の教育講座に出席受講する
- ④ 一人一研究発表会、雄弁大会のどちらかに出場する（市町村単位のもの）
- ⑤ 体育大会に出場するか、また郷土付近の高山にのぼる。
- ⑥ 名著をよむ。

#### 成年祭

- (一) 成年祭は、各市町村および青年会の主催によって行なう。
- (二) 成年祭は、成年式にひきつづき行なう。
- (三) 成年祭の行事は成年式に参加した青年の喜びをお互いにわかちあいよき公民としての門出を祝福するために行なう。
- (四) 成年祭の行事は市町村毎に立案されるべきものであるが、次のような行事が考えられる。

- ① 文化祭（左のうちから適当なものを選んで実施する）

芸能祭

展覧会

講演会

弁論会

研究発表会

討論会

映画会 等

#### ② 体育大会

陸上競技会

卓球大会

野球大会

相撲大会

その他各種運動

#### ③ 記念事業（左のうち適当なもの）

公民館建設促進運動

社会奉仕作業

記念植樹

図書購入

備品寄付

三八〇〔昭和二年中畑村成年祭〕

立派な自覚を

中畑で成年祭を挙行

西白河郡中畑村青年会では村役場、中小両学校の後援で来る二十七日午前九時より小学校において成人祭を行うことになり、成人式と成人講話、午後芸能コンクール大会を催すが、成人式は体力検査及び簡単なメンタルテスト、講話は後藤村長小学校校長中瀧泰男氏である。同日各部落毎に青年会の統一と再強化を計る意味において会長以下役員の改選を行い、充実をはかる。

〔昭23・7・25「やぶぎタイムス」抜粋〕

三八一〔昭和三年矢吹町成人式の反省〕

成人式の反省

寒風身をさく様な一月十五日、矢吹小学校の教育相談室で出席者一五九名がおごそかに成人式を挙行した記念講演に西白教委出張所から吉村先生を招き又町の有志が来賓として多数出席し成人者に激励の祝詞があつて閉会した。レクリエーションとして午後から映画鑑賞を行い帰宅したが当日成人に達した人々の不満や希望、又結婚等について、どんな考えを持っているものかを知りたいと思つて、成人式に出席した方々から解答していただき統計を取つて見ました此れは家庭にとつても社会にとつても又主催者側

にとつても大いに反省されます。

成人者総数 三九二名内出席者は一五九名でした。

A、今一番不満に思っている事(家庭や社会上)

女

- 1、社会の現状は俗悪であり矛盾が多く不安定である。
- 2、職業につきたくとも就職出来ない。
- 3、家庭にも社会にも封建性がまだ残っている。
- 4、現在の生活は余りにもはでである。
- 5、もつと職業人にも余暇(ひま)がほしい。

男

- 1、私の云う事をよく聞いてくれない。
  - 2、町内に不良が多い。
  - 3、就職難で困つて居る。
  - 4、親子の間に思想の相違が多い。
  - 5、時間を厳守してほしい。
  - 6、社会道徳が欠けていて私達を社会人として見てくれない。
- B、将来の希望を書いて下さい

女

- 1、矢吹町の為め何か意義ある事をしたい。
- 2、良き社会人になりたい。
- 3、円満な家庭婦人になりたい。



見も出された。

西白河郡内でも、表郷、西郷、大信の各村が、夏の成人式を実施しており、岩瀬郡の鏡石町も同様です。

町でも、「各種団体長会議」の際のご意見等を、充分検討しました、結果八月中旬に成人式を行なうことに決定いたしました。つきましては、みなさま方のご協力をお願いします。

[昭46・9「町発行のチラシ」より]

### 三八三〔昭和二十九年矢吹町青少年問題協議会発足〕

矢吹町青少年問題協議会の発足

敗戦後の不安、動揺の時期には世界いずれの国でも犯罪の増加、青少年の不良化が著しくなるが、すでに安定期をむかえたことにちなお青少年の不良化、兇悪な犯罪の増加に悩んでいるのは日本にだけ見られる最も悲しむべき現象で一刻も等閑に出来ない重大問題である。これによって昨年、法律第八十三号を以て青少年問題協議会設置法が公布され、本県においても昨年十月福島県青少年問題協議会設置条例の公布を見るに至った。矢吹町は青少年の不良化の傾向については遺憾ながら郡内においても少い方ではない一刻も早く不良化を防止し、明かるい社会の建設を念願している町当局は九月三日公民館に金沢、目黒両福祉主事はじめ町内の関係官公庁及び各種団体代表者等参集のもとに矢吹町青少年

問題協議会の設置について協議し、規約並に会長以下二十六名の役員を決定し青少年の保護育成に万全を期することになった。

本会の目的は規約第三条に、『本会は矢吹町に於ける青少年の指導、育成、保護及び矯正について総合的な施策の樹立並にその適切な実施と期するため必要な事項の調査、審議及び関係相互の連絡調整を図るを以て目的とする』とある。

[昭29・9・20「教育やぶき」抜粋]

### 三八四〔昭和四十三年矢吹町青少年問題協議会設置条例〕

議案第十五号

矢吹町青少年問題協議会設置条例の制定について

矢吹町青少年問題協議会設置条例を次のように定めるものとする。

昭和四十三年三月二日提出

矢吹町長 大木代吉

矢吹町青少年問題協議会設置条例

(設置)

第一条 青少年問題協議会設置法(昭和二十八年法律第八十

三号)第一条第二項の規定に基づき矢吹町青少年問題

協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務及び意見具申)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (一) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること
  - (二) 青少年の指導育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期すために必要な関係行政機関民間団体相互の連絡調政を図ること
- 二 協議会は、前項に規定する事項に関し、町長及び町内にある関係行政機関に対し意見を述べることができ

(組織)

第三条 協議会は、会長及び委員十名で組織する。

二 委員は、町長が委嘱する。

委員は非常勤とする。

(会長及び副会長)

第四条 協議会に会長及び副会長を置く

二 会長は町長をもってあてる。

三 副会長は、委員の互選によってこれを定める。

四 会長は、会務を総括する。

五 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第五条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

二 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のあるものの中から町長が委嘱する。

三 専門委員は当該専門事項に関する調査を終了したときは解任されるものとする。

四 専門委員は非常勤とする。

(幹事)

第六条 協議会に幹事三人を置く。

二 幹事は関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから町長が委嘱する。

三 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(会議)

第七条 協議会の会議は会長が招集する。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は矢吹町住民課において処理する。

(雑則)

第九条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は昭和四十三年四月 日から施行する。

〔町有 昭43「矢吹町会議録」抜粋〕

三八五〔昭和四十一年子ども会育成会結成と活動〕

子ども会の現況について

子ども会の計画については昨年からそのルートに乗せて参つて来たが、現在矢吹町においては昨年は松倉、本村、中野目の三カ所であったが、さらに今年になって組織が大変できた。中畑地区では松倉、平鉢、本村、原宿、大畑、寺内、稲荷釜、根宿など子ども会が結成され、また矢吹地区では柿之内及び二区子ども会がモデルケースとして矢吹PTAできめ促進したが、それぞれ活動を展開して、なおその他五区子ども会もこれに並んで結成された。昭和四十二年には全部落にわたって結成できるみこみである。(後略)

大池公園での一日

盛大に二区子ども運動会

第二区子供会育成会の結成されたのが七月、最初の子供会運動会が秋晴れの九月二十三日大池公園グラウンドにおいて開かれました。花火がボンボンと打ち上げられる。昨日まで半月前から何回

となく開かれた準備委員会の苦勞も、この瞬間一べんに消しとんでしまった。子ども達の喜々とした顔、顔。万国旗に飾られたグラウンドには一年生から六年生まで二百九十一名、育成会の役員をはじめ学校の先生方、招待客、そして親たちに約五百名の参加を得ました。

午前九時開会の辞が浦井副会長の挨拶で始められ、矢内小学校長、三瓶PTA会長、円谷教育長などの祝辞があつて、一年生の紅白玉ひろいからプログラムにしたがつて競技がはじまつた。

プログラムについて学校側と共同で作成。子供会班長会にかけて訂正されたものだけに不安もあつた。しかしあくまで子供会が中心であり、育成会が全面的に手を出すものではない——と、何度か討議したものです。

子供会から年間会費の半分の二十円づつあつめて六千円と二区町内会から五千円の援助があつて、賞品代も豊富とはゆかなくとも全生徒に万遍なく賞品がわたるよう配慮したつもりです。賞品には鉛筆、ノートなどを用意しました。勿論父兄の競技も四種目、親と子のリレーも男性だけ、女性だけと分けて二回もやりました。親自身が子どもに負けられないとあつて一生懸命走る様子、は、ほ、え、ま、し、い風景でした。

当日は彼岸の中日とあつて家族連れで楽しい一日を過ごされた方々もあつたようです。始めての催しとしてはまず／＼の運動会

が出来ましたことは、学校をはじめ区民の皆様のあたくさいご援助の賜と厚くお礼申し上げ報告と致します。(一知記)

親と子が手を結んで

#### 盛大に第五区の運動会

私も五区子供育成会は会活動の一つの試みとして子ども会の運動会を実施する計画を樹てました。発足して日も浅く、育成会の運営そのものさし手探りの状態にあるとき「童心に帰る子ども達と行動をとるにしてみる」ために「ブツケ本番、待ッたなし」の困難な此の企画を成功に導くために、会員相互の協力を申し合せたころは実際のところ五里霧中、いま思えば全く冷汗ものでした。

「何を如何にすればよいか？」未経験者の悲しさ、堂々巡りの無為にも似た会合が何回となく開かれ、その話合いの中に莫然とした道が見出され、遂次善意の協力者を得て何んとか開催前夜準備を修了したとき、関係者一同の胸に純粋な祈りの気持ちがあるように感じられた。

さて秋晴れの文化の日、町教委、小中学校職員、区役員、青年会、消防団、婦人会、老人クラブ、一般有志、それぞれの立場での愛情を得て広大な矢吹分室校庭に開会された。私たちの運動会は教師団の適切な指揮、中学生のつばを得た誘導、小学生

の規律ある行動、会員の積極的な管理活動など、那須、阿武隈の青い山並みに抱かれた矢中校庭、五百の親と子が人の和の心の美しさ、楽しさをつくり上げ、猛り立つ風にも恐れるところなく大校庭いっぱい矢吹音頭となり、恙がなく行事を修了することができましたことは、青任者として本心に俸せの一言に尽きると思いました。

苦勞をして一つの仕事をしとげることによって、非常にたくさんな事柄を考えることができました。謙虚な反省こそ明日の飛躍の堅実な足場となることを思えば、御批判御鞭達も今後の会運営の糧として生かすことのできるよう心掛けるつもりです。

私たちは、子どもたちがお互いに健康で、敬愛の心を胸に責任を持って計画し実行し、成果を収め得る子供会に成長してくれるときのくることを期待し、合せて親も子も生新の気溢るゝ地域五区の建設の底辺を固める努力を致したいと思います。町民の皆様、今後とも何卒宜敷くお願い申し上げます。(第五区子ども育成会長 小川吉重)

#### 賑やかに部落の祭典

#### 心の結びあった運動会

わが柿之内は町の北端に位する七十余戸、人口四百五十名の純農の部落で、いままで子ども遊び場としては少しばかりの神社

境内のみでした。部落に子供会育成会が結成されたのが六月末、会合当初に話題に上ったのが子どもの遊び場についてでした。そうしたことがきっかけとなり篤志家の土地(山林・三十五アール)を提供となり、これを部落事業として取上げ、部落民一体となつて立木の伐採、運搬、排水作業に砂敷き、ローラーによる填圧など、炎天下に連日汗を流しての奉仕作業がつけられました。このような皆んなの善意と協力が実を結び、立派な児童遊園地が出来たのです。こうした作業の合間に誰からともなく盛り上つたのが完成後の祝賀運動会の話でした。時期は町の秋祭十月二日、祝賀式につづいて運動会を行なう予定だったが、雨のため止むべく中止、グラウンドの濡れた万国旗を見た時のうらめしさ、あれ程盛り上つていただけに部落民一同の落胆が身に沁みて感じられました。

そうして迎えた文化の日グラウンドには国旗がひるがえり、目にしみ入るような白いラインが引かれ大会を待つばかりに準備が整った。午前八時三十分花火を合図に開幕、開会式につづいて子ども会のラジオ体操で演技開始、部落全員が赤白に別れての綱引きは、老も若きも力を一つにヨイショ、ヨイショの掛け声も勇ましく綱を引き合う姿は、寒さも、連日の農作業の疲れもすっかり忘れ、何ともいえないほほえましい情景でした。順序が進み、消防団の酒、ビールを飲み干してのビンつり競走、また青年会の障

害物競走、これまた幾つもの機智に富んだ障害を通過して、ユーモアと若さの溢れる熱戦に場内は湧き立ち、婦人会の椅子に結んだ風船を大きなお尻で割る果敢、また男女カード合せて、男性が同じ数字の婦人をおんぶする姿など、零屈気は最高潮、ほかにパン食い競走、親子競技など、二十七種目のプログラムへ二種目を追加するまでの盛会となり、また競技種目の中には年令別リレーなど班対抗の種目がいくつもあり採点され、六ツの班がトロフィーを賭け優勝を競ったが、今回は第三班が一点差で、第二班をしりぞけ第一回の優勝を飾った。期せずして三班長さんが、班の人たちに胴上げされた時などは感激の場面でした。こうした楽しい一日を部落ぐるみで味わうことができたことは、何ものにもかえがたい大きな収穫でした。その夜班ごとに反省会もあり、来年は今年にもましてより充実した楽しい運動会が行なわれることと思えます。

〔昭41・12・17「公民館だより」抜粋〕

### 三八六〔昭和四五年矢吹町にボーイスカウト誕生〕

矢吹町にボーイスカウトが誕生

ボーイスカウトとは、同じ年ごろの少年が集まってグループを作り、おとなの指導者のもとに、自然をぶたいたい愉快なゲームやキャンプ、ハイク、奉仕などを通して心身を鍛え、生活に役立つ

ことを学ぶのです。

ボーイスカウトには「ちかい」「おきて」があります。

これはスカウティングのルールであり、目標です。

### △ちかい▽

私は名譽にかけて次の三条の実行をちかいます。

一、神（仏）と国に誠を尽し、「おきて」を守ります。

一、いつも他の人々を援けます。

一、体を強くし心をすこやかに徳を養います。

### △標語▽

今、ボーイスカウト福島六十六団（矢吹隊）では、隊員を募集

しております。入隊希望者は、本部まで御連絡下さい。資格は、

現在小学五年生から中学二年生までの男子で募集人数は十六名で

す。

ボーイスカウト福島六十六団

今 野 陽 一

住所 矢吹町小松九四―二

電話 一四一

〔昭45・10「広報やぶき」抜粋〕

### 三八七 〔昭和四八年矢吹ライオンズクラブ国際クラブ認証〕

国際クラブの名のり

矢吹L・C認証状伝達式終る

ニューヨークに本部を置き、国際的な奉仕団体として知られるライオンズクラブであるが、町にも「矢吹ライオンズクラブ」があるのをご存じでしょうか。高田兼芳会長を頭に三十三人のライオンがそれで、去る十月二十一日、国際クラブとして認められ、その認証状伝達式が町体育館で行なわれました。同ライオンズクラブは今年三月に結成、以来活発な奉仕活動を繰り広げてきました。式には、三〇二―八地区の渡辺秋蔵ガバナーを初め、白河ライオンズクラブ、須賀川、福島などブラザークラブの会員や国會議員など二百名の来賓がお祝いにつけ、世界物故会員への黙とう、キャビネット構成員紹介のあと、認証状伝達にはいりました。渡辺カバナーから高田会長に晴れの認証状が手渡されると会場は大拍手、三十三人のライオンたちも思わずにっこり全員で宣誓を行いました。

式のあとはアトラクションをまじえにぎやかな祝宴が開かれ、参加者全員で祝福していました。

〔昭48・12「広報やぶき」抜粋〕

### 三八八 〔昭和四九年第一回子供の集い〕

第一回子供の集い終る

去る五月五日の子どもの日、「第一回子供の集い」が中央公民

館において盛大に行なわれました。この集いは、子ども会の活動をより活発にすることと、ジュニア・リーダーの養成という目的で行なわれたものです。

朝早くから矢吹、中畑、三神の五、六年生のお友だちが集り映画を見たり、歌やゲームやフォークダンスをみんななど楽しく行なっていました。

この集いには育成会のお父さんやお母さんも多数参加し意義ある一日でありました。これを機会に育成会と子どもたちが一緒にあって、子ども会活動を活発にしてゆきたいものです。

なお七月には子ども会野外活動研修会を予定しております。

〔昭49・6・1「広報やぶぎ」抜粋〕

### 三八九〔姉妹都市三鷹市との交歓会〕

矢吹町と三鷹市が姉妹都市となったのは八年前、元福島県議員だった人が三鷹市に住み込み市議員になったことから縁結びしたのがそのはじまりです。今回「都会っ子に自然の味を」ということで、矢吹町子供会などの働きにより七月五、六、七日の三日間、三鷹市の「はちの子子供会」らのお友達三十三人を招きました。これを機会に両市の子供達の友情がますます深まることを祈りたいものです。

〔昭47・9・1「広報やぶぎ」抜粋〕

矢吹町と三鷹市が姉妹都市になってから今年で九年目、昨年は三鷹市の子供たち三十人を町が招待バーベキューやコン虫採集などをさせて歓待しましたが、今年も三鷹市から招待を受け、矢吹、中畑、三神の三地区の子供たち三十九人が八月三日から五日まで三鷹市を訪問いたしました。三鷹市での歓迎は大変なもので東京天文台の見学をはじめボイスカウト会館での歓迎会、下水処理場、上野動物園の見学など強行ではあるが楽しいスケジュールを消化、去る八月五日六時三十分元気に帰町しました。

三鷹市では市長をはじめ関係者が最後まで交流会に参加し矢吹の子供たちを歓迎してくれ、帰りにはおみやげまで頂くなど本当にお世話になっています。矢吹の子供たちもカブト虫など五百匹をおみやげとし大変よろこばれました。

今後の交流会のあり方としては子供たちだけでなく一般市民へまで参加できるように考慮すべきであり、農協あるいは商工会あるいは文化団体、スポーツ団体と個々に交流をかさね、両市の友情を深めていきたいものである。

〔昭48・9「広報やぶぎ」抜粋〕

### 楽しかった矢吹・三鷹子ども会交流会

八月三、四、五日の三日間にわたり三鷹市子ども会とスポーツとの交流会がもたれましたが、この行事は今回で三回目、受入側としての準備は大変な作業がありました。矢吹、中畑、三神地区

の子ども育成会が一体となり実行委員会を結成し、スポーツに関しては体育協会が中心となり、各協会ごとの実行委員会が結成されこの行事がくりひろげられました。

〔昭49・9「広報やぶき」抜粋〕

## 4 文 化

### (1) 文学活動

#### 三九〇〔昭和二十三年北方芸術派結成〕

北方芸術派

新文人の結合

矢吹方部新鋭文学人が三日矢吹校に参集、北方芸術派を組織、大滝清雄（三神中）円谷秀雄（同）菊地真二（中畑中）五十嵐京子（安積高等）赤田ハツ子、小林定男（矢中）山家昌作（中畑中）氏等が中心となり、文学の復興に新鋭文学人の結合を企図、同志の参加を求めているが、第一回の試みとして六月初旬短篇作の発表、批評、討論を行う予定である。

〔昭23・5・9「やぶきタイムス」抜粋〕

#### 三九一〔昭和二十三年矢吹文学同人募集〕

矢吹文学同人ヲ募ル

文学愛好ノ諸君、矢吹文学ヲ作ラウデハナイカ、今迄ノ我々ハ  
楽シミモ喜ビモ悲シミモ小サイ独リノ胸ニ秘メテオイタ、シカシ  
同好ノ士デ相ヒ集ヒ語り合ハウデハナイカ、自然、人間、社会、  
歴史我々ノ感覚ハ鋭ク感情ハ豊デアリ情熱ハ火ノ如ク燃エテル筈  
ダ

文学愛好者ノ諸君、サ、ヤカナガラ矢吹文学ヲ生ミ出サウデハ  
ナイカ、コ、ハ矢吹文学ヲ誕生サセントシテアル同好ノ士ノ御参  
加ヲ求ム

連絡先は矢吹町中畑新田幸福寺内

千 葉 精 吾 宛

〔昭23・10・24「やぶきタイムス」抜粋〕